

遺言書

遺言者・山田太郎は、この遺言書により次の通り遺言する。

一 妻・山田花子（昭和〇年〇月〇日生）に遺言者の所有する
全ての財産を全て相続させる。

二 この遺言の執行者として、次のものを指定する

福岡県北九州市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

行政書士 鈴木次郎

この遺言書の内容で誰一人もめない事を強く望みます。
皆くれぐれも身体には気をつけてお元気で。

平成〇年〇月〇日

福岡県福岡市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者 山田太郎（昭和〇年〇月〇日生） 印

自筆証書遺言の重大な欠点

遺言書を残す事はとても良いことです。
相続争いを防いで、相続手続をスムーズに進める事ができますし、残された家族への最後のメッセージも残す事ができます。

しかし、自筆証書遺言には重大な欠点があります。この欠点のせいで、せっかく書いた遺言書がただの紙切れになってしまう事もあります。ここでは自筆証書遺言の欠点を紹介します。



欠点1：不備により遺言書が無効になる場合がある

日付の書き方、名前の書き忘れ、印鑑の押し忘れなどの理由により、遺言書が無効になる場合があります。
遺言書が無効であれば法的効力は発生しません。



欠点2：死亡後、遺言書が発見されない場合がある

基本的に、相続人は遺言書の存在を知りません。
そのため、被相続人の死後に遺言書を探すかどうか、または探したとしても発見されるかどうかは分かりません。
遺言書が発見されなければ遺言書を書いた意味が無く、遺言者の意思が反映されません。



欠点3：改ざんされる事がある

めでたく遺言書が発見された場合でも、たまたま最初に読んだ人に不利な内容が書かれてある場合、改ざんしたり隠したりされる事があります。
もちろんこれは犯罪行為であり、改ざんしたり隠したりした事が発覚すると遺産を相続する権利を失います。
しかし、実際には発覚する事は少なく、結果として遺言者の意思が反映されないということになります。

ではどうすればよいのか？その答えは次のページへ

公正証書遺言のすすめ

公正証書遺言とは公証役場で証人 2 人が立会いの下、遺言者が口述してその内容を公証人が遺言書に記述するものです。

この公正証書遺言は直筆証書遺言の欠点を全てカバーできるので、とてもおすすめです。ではその長所を見ていきましょう。



長所 1 : 法的に正しい形式の遺言書ができる

公正証書遺言は遺言者が口述した内容を公証人が記述するので、法的に不備が無く、正しい形式の遺言書ができるので安心です。



長所 2 : 改ざんされる恐れが無い

公正証書遺言は原本が公証役場に保管されるので、紛失や改ざんの恐れがありません。

公正証書遺言を作成した後、遺言者は正本を受け取ります。

もし、正本を紛失しても公証役場で謄本を発行してもらう事ができます。



長所 3 : 遺言書の存在を相続人達に話しても安心

公正証書遺言は改ざんされる恐れが無いため、事前に遺言書を作成した事を相続人達に伝えても安心です。

相続人達に遺言書の存在を伝える事によって、死亡後に遺言書が発見されないという事態を回避する事ができます。

上記のとおり、公正証書遺言は良いことばかりです。欠点といえば手数料がかかるという事ぐらいでしょうか。手数料がかかるとはいえ、上記メリットが大きいので本当におすすめの形式です。

実際に公正証書遺言書作成する時は証人が必要です。お近くの専門家に相談しましょう。